

令和 8 年度

中高年世代活躍応援プロジェクト佐賀県協議会事業実施計画

令和 8 年 6 月

中高年世代活躍応援プロジェクト佐賀県協議会

〈 目次 〉

1	事業実施計画策定の趣旨	1
2	事業計画の実施期間及び進捗管理	1
3	佐賀県協議会の構成員と役割	1
4	支援対象者	1
5	支援対象者の現状等	2
	（1）不安定な就労状態にある方	2
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	2
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	2
6	取組に係る目標及びK P I	3
	（1）不安定な就労状態にある方	3
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	3
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	3
7	具体的取組事項	4
	（1）不安定な就労状態にある方	4
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	4
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	5
	（4）全支援対象者共通の取組	5
8	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金事業との関係	5
9	事業計画の進捗状況の報告	5
10	市町プラットフォームとの連携	5

1. 事業実施計画策定の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援佐賀県プラットフォーム」（以下「佐賀県PF」。）を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、令和7年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」。）へと対象を広げるなどの方針に伴い、佐賀県PFは「中高年世代活躍応援プロジェクト佐賀県協議会」（以下「佐賀県協議会」。）へ名称を改めた。

今後、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する閣議決定）（別添1）に基づき、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援、社会参加に向けた段階的支援等に取り組む、中高年世代活躍応援プロジェクト佐賀県協議会事業実施計画（以下「事業計画」。）を策定する。

2. 事業計画の実施期間及び進捗管理

事業計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

事業計画の着実かつ効果的な推進を図るため、個々の取組や進捗状況を佐賀県協議会共同事務局にて把握するとともに、取組の進捗を踏まえた今後の施策展開の方向性等を協議するため、佐賀県協議会設置要領に基づき会議を開催する。

なお、事業計画の進捗状況や雇用情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこととする。

3. 佐賀県協議会の構成員と役割

佐賀県協議会の構成員と役割については、「佐賀県協議会設置要領」のとおり。

4. 支援対象者

事業計画においては、次の（1）から（3）までに掲げる方々を支援対象者とする。

支援に当たっては、就労を希望される方には正社員化及び正社員就職の実現を目指すものであるが、（1）～（3）の類型は明確に区分できない場合も想定さ

れ、その状態も時とともに変化していくものであることから、当事者とその家族を中心とした柔軟な支援を行うためには、関係機関が連携し多様で複合的な課題やニーズに対応する必要がある。

(1) 不安定な就労状態にある方

- ・正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

5. 支援対象者の現状等

*【参考資料】 (1)、(2) の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」(別添2)による

(1) 不安定な就労状態にある方

佐賀県における「不安定な就労状態にある方」(35歳～59歳)は5,400人(人口比2.2%)とされており(※)、全国平均(人口比2.5%)を下回っている状況にある。

(※)総務省「令和4年就業構造基本調査」(本調査は5年ごとに実施)において、現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についている理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

佐賀県における「長期にわたり無業の状態にある方」(35歳～59歳)は3,200人(人口比1.3%)とされており、全国平均(人口比1.4%)を下回っている状況にある。

(※)総務省「令和4年就業構造基本調査」(本調査は5年ごとに実施)において、無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢(35～49歳)の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方

佐賀県における15歳以上の「ひきこもりの方」は、730人とされており、出現率(県の15歳以上の人口に占める該当者数の割合)は0.08%とされている。

(※)佐賀県が実施した民生委員・児童委員に対する「引きこもり状態にある方の実態等

に係る調査（令和6年1月）」の結果を元に、委員全員から回答があったと仮定した場合の推計値。

ひきこもりの方の社会復帰を支援している佐賀県ひきこもり地域支援センターでは、令和7年度において、延べ6,798件の相談に応じており、アウトリーチによる相談者実数は336人に上っている。

生活困窮者の自立を支援している佐賀県及び各市の生活自立支援センターでは、令和7年度において、延べ49,733件の相談に応じており、アウトリーチによる相談者実数は11,838人に上っている。

6. 取組に係る目標及びKPI

（1）不安定な就労状態にある方

【目標】

県内ハローワークの職業紹介又はジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの一体的運営施設「ゆめタネ」の支援により、中高年世代（35～59歳）の不安定就労者・無業者を正社員に結び付けることを目指す。

【KPI】

- ・ハローワークの職業紹介又はゆめタネの支援による正社員就職件数
：1,500件

（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

本人やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立支援につなげることを目指す。

【KPI】

- ・地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の支援により就労や訓練その他の職業的自立につながった件数：30件

（3）社会参加に向けた支援を必要とする方

【目標】

本人やその家族の希望に応じ、市町における居場所の整備その他、対象者の状態に合わせた支援を行うための多様な取組を推進し、社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

【KPI】

- ・自立支援機関の相談支援員等を対象とした研修会の受講者数（延べ数）
：100人

7. 具体的取組事項

(1) 不安定な就労状態にある方

- ① ハローワーク佐賀に「ミドルエイジ支援窓口」を設置し、支援対象者個々人の実情に応じ、専門担当者で構成するチーム支援を実施する。また、中高年世代を対象とした求人の確保及び個々の支援対象者のニーズに応じた求人の開拓を実施する。【労働局・ハローワーク】
- ② 県と労働局との包括的連携協定に基づき、県とハローワークの業務を一体的に実施する「ゆめタネ」（ヤングハローワークSAGA、ジョブカフェSAGA及びサポステの3施設総称の愛称）において、支援対象者個々人の実状に応じた就職準備から職場定着までの総合的な就職支援を実施する。【労働局・県・サポステ・ハローワーク・ジョブカフェ】
- ③ 支援対象者に対するマッチングイベント（企業説明会、就職面接会等）を開催する。【労働局・県・ハローワーク・ジョブカフェ】
- ④ 特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）等の企業支援策の周知に努め、その活用による中高年世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。【労働局】
- ⑤ 中高年世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場体験や職場実習等の機会確保、職場定着支援などの受入体制整備、マッチングイベント等への取組について、業界団体や企業等への協力要請や働きかけを行うとともに、好事例の収集・提供など必要な支援を行う。【労働局・県・経済団体・労働団体】
- ⑥ 「中高年世代活躍応援プロジェクト」（委託事業）において、県内企業に対し、中高年世代の積極採用、正社員化等の機運醸成や定着強化を含めた雇用管理に係る指導・助言を実施する。【労働局】

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ① 専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。
また、サポステ支援対象者の把握・働きかけのため、福祉関係機関（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、福祉事務所、ひきこもり支援センター等）へのアウトリーチ型支援（出張支援）を実施するとともに、サポステとハローワーク、ジョブカフェ等との連携により、支援対象者個々人の実状に応じたきめ細かな職業的自立支援につなげる。【労働局・県・市町・サポステ・ハローワーク・ジョブカフェ】
- ② 長期にわたり無業の状態にある方に係る職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援などの受入体制整備について、業界団体や企業等へ要請や働きかけを行うとともに、好事例等の収集・提供に努める。【労働局・

県・市町・サポステ・経済団体】

（３）社会参加に向けた支援を必要とする方

- ① 自立相談支援機関やひきこもり地域支援センター等でのひきこもり相談により、ひきこもり状態にある方の実態やニーズの把握に努める。【県・市町】
- ② ひきこもり状態にある方やその家族が、お住まいの地域で容易に相談できる環境を整備するために、市町村での相談窓口を明確化した上で、広報等により住民への周知を図る。【県・市町】
- ③ 自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センターのひきこもり家庭に対する訪問支援体制を強化する。【県・市】
- ④ 社会参加に向けた支援を必要とする方に係る職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援などの受入体制整備について、業界団体や企業等へ要請や働きかけを行うとともに、好事例等の収集・提供に努める。【労働局・県・市町・経済団体】

（４）全支援対象者共通の取組

- ① 佐賀県協議会の取組や活動等について、積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で中高年世代の活躍を支援する気運を醸成する。周知にあたっては、SNS、インターネット、イベント開催等、あらゆる手段を活用する。
【全構成員】
- ② 中高年世代支援のための好事例の収集に努め、効果的な活用について検討する。【全構成員】

8. 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金事業との関係

県が活用する「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」の事業内容については、事業計画に別紙「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・国立対策関連事業（個別支援事業））事業」を添付し、当該別紙に交付金事業の実施主体、事業名、事業の概要及び計画期間を記載する。

9. 事業計画の進捗状況の報告

上記６で定めた事業計画の目標やKPIの進捗状況等については、会議において事務局から報告する。

10. 市町プラットフォームとの関係

県内の各市町においては、社会参加に向けた支援を必要とする方に対して、既に自立支援対応窓口等で個別に対応しているものと考えられる。

そのため、佐賀県協議会でも、必要に応じて市町プラットフォーム（以下「市町PF」。）の設置・運営に関する各市町への働きかけや助言等を行うとともに、先進事例等があればこれを横展開するなど、所要の調整を図る。